



嵐山町の医療費状況

問合せ
町民課 保険年金担当 ☎62-2154

平成25年5月の加入者及び医療費状況（5月末人口：18,361人）

	加入者 (人)	前月比 (人)	人口に対する 加入率	総医療費 (円)	1人当り医療費 (円)	前月比	医科入院の1件 当り医療費(円) (県平均)	医科入院外の1件 当り医療費(円) (県平均)
国保 (一般)	5,043	7	27.4%	120,148,650	23,825	97%	471,592 (251,738)	18,945 (19,770)
国保 (退職※1)	495	-11	2.7%	12,258,356	24,764	108%	525,995 (557,877)	14,790 (16,577)

※1) 厚生年金や共済年金の老齢年金を受けている65歳までの被保険者の方で、その年金制度への加入期間が20年以上ある方、若しくは、40歳以降10年以上の加入期間がある方とその方に扶養されている方が該当となります。

◆◆◆ 国民健康保険の療養費の支給について ◆◆◆

以下のような場合の医療費は、いったん全額自己負担となりますが、後日、国民健康保険担当窓口
に申請し、審査で認められれば、自己負担分を除いた額が支給されます。

- ・不慮の事故や旅先で急病になり、保険証を持たずに治療を受けたとき。
- ・コルセットなど補装具代がかかったとき。
- ・海外渡航中に医療を受けたとき。（診療内容の明細書と領収書が外国語で作られている場合は、日本語の翻訳文が必要です。）

◎申請に必要なもの

保険証・印鑑・振込先がわかるもの・診療内容がわかる医師の診療内容明細書・領収書

◆◆◆ 国民健康保険被保険者証の更新について ◆◆◆

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、有効期限が平成25年9月30日となっております。10月か
らお使いいただける被保険者証につきましては、9月下旬頃に簡易書留で送付いたします。




ことし しゅうねん らんぜんねんつ
今年 は 20周年 の 嵐山 夏まつり、

Pieaceプロジェクトではいろいろなス
テージを披露させていただきました。今
までで一番熱い夏になったと思います。

この嵐山夏まつりのステージにてメン
バーのMariaが卒業し、新メンバーに
Meiを加えて新体制で今後のステージを
頑張らせていただきます。Pieace妹分
のちびびーあも可愛くスタートいたしま
した。Pieace・ちびびーあ共によろし
くお願いいたします。

今年のお祭り 9月27日(金) 花見台互業祭




Pieaceプロジェクト

川越年金事務所 年金相談業務等の時間延長のお知らせ

川越年金事務所では、年金相談窓口の時間延長及び第2土曜日の開庁を行っています。

- ・平日開庁・・・8時30分から17時15分
- ・19時まで延長・・・9月2日、9日、17日、24日、30日
- ・第2土曜日開庁・・・9月14日（9時30分から16時まで）

問合せ：川越年金事務所 ☎049-242-2657

年金についてのお知らせ

・後納制度（国民年金保険料の納付期限の延長）について

これまで国民年金保険料は、2年間の納付期限を超えると納めることができませんでしたが、
昨年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる「後納制
度」が始まりました。後納制度の利用を希望される方は、事前の申し込みが必要となります。
なお、審査の結果、後納制度をご利用いただけない場合がございますのでご注意ください。詳
しくは、国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所にお尋ねください。ご自身の
年金記録については、ねんきんネット (<http://www.nenkin.go.jp>) でもご確認ください。

問合せ：国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
(050または070の電話からおかけになる場合は ☎03-6731-2015)

・裁定請求書について

年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金及び老齢厚生
年金の受給年齢を迎えられる方に、日本年金機構が管理している年金加入記録等が印字された
年金の裁定請求書や年金に関するお知らせが送付されます。

送付時期と送付物

- 60歳到達月の3ヶ月前
 - 受給資格があり（納付済期間等が25年以上）、60歳で受給権が発生する方には、裁定請
求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。60歳の誕生日の前日以降
に手続きしていただくことになります。
 - 受給資格はあるが厚生年金加入期間が12ヶ月未満のため、65歳で受給権が発生する方に
は、裁定請求の案内が送付されます。
 - 受給資格が確認できない方には、加入期間や受給要件を記載した裁定請求の案内が送付
されます。
- 65歳到達月の3ヶ月前
 - 受給資格があるが国民年金の期間のみや厚生年金の期間が12ヶ月未満のため、65歳で受
給権が発生する方には裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されま
す。65歳の誕生日の前日以降に手続きをしていただくことになります。
 - 65歳前に既に受給権がある方でまだ年金を請求されていない方には、裁定請求書と裁定
請求の案内についてのリーフレットが送付されます。

問合せ 川越年金事務所 ☎049-242-2657